

中山道みたけ館図書システム構築事業

プロポーザル実施要領

令和4年8月24日

中山道みたけ館図書システム構築事業プロポーザル実施要領

1. 目的

中山道みたけ館図書システム（以下「図書館システム」という。）は、平成29年度に導入し、図書等貸出し業務のサービス充実と事務効率の向上に努めてきた。しかしながら、運用開始から5年以上が経過しているためシステムを新しく入れ替える必要がある。

また、図書資料の管理、利用者情報、WEBによる検索や予約システムのほか、新型コロナウイルス感染症への対策などを踏まえ、総合的かつ専門性が高い事業を受託できる事業者を特定し、御嵩町にとって最良な図書システムの導入を図るため、プロポーザルを実施する。

本要領は、事務の効率化・迅速化を図り、安全かつ安定的な運用を実現するための新たな図書システムの導入を進める為、プロポーザル方式による事業者選定に必要な事項を定める。

2. 事業の説明

- (1) 事業名 中山道みたけ館図書システム構築事業
- (2) 事業内容 別紙1「中山道みたけ館図書システム構築事業仕様書」参照
- (3) 事業場所 中山道みたけ館（御嵩町図書館）
- (4) 業務履行期間 契約締結の日～令和5年3月15日
なお、期間については、変更となる場合がある。
- (5) 契約限度額 中山道みたけ館図書システム構築事業委託 上限 5,137,000 円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)
中山道みたけ館図書システム構築事業備品購入 上限 1,285,000 円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- (6) 選定方法 公募型プロポーザル方式

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 御嵩町入札参加資格者名簿のうち、受託業務類：電算業務に登録があること。
- (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成4年訓令甲第8号）及び御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令甲第41号）に基づく、資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日）第167条の4第1項及び第2項各号に該当しないこと。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4. プロポーザル実施スケジュール

(1) 実施スケジュール

No	イベント	実施日
1	プロポーザル実施通知	令和4年8月24日（水）
2	プロポーザル参加申請書締切	令和4年9月5日（月）午後5時まで
3	質問受付期限	令和4年9月15日（木）午後5時まで
4	質問回答期日	令和4年9月22日（木）まで
5	提案書提出期限	令和4年9月30日（金）午後5時まで
6	プレゼンテーション及びデモンストレーション	令和4年10月7日（金）
7	審査結果の通知	令和4年10月12日（水）

(2) 注意点

- 1 提出書類については、提出期限までに御嵩町が受領したもののみを有効とする。なお、いかなる理由があろうとも提出期限の延長は認めない。
- 2 上記スケジュールは、予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

5. 書類の提出について

(1) 提案に関すること

1 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル申請書（別紙様式）

(イ) 提案書（任意様式）

提案書は、以下の構成・内容により作成すること。なお提出書類はA4版とし、表紙及び目次を含め50ページ以内とすること。

- ・第一章 会社概要
- ・第二章 図書館システム更新に対する基本的な考え方
- ・第三章 サービス体系・導入実績について
- ・第四章 セキュリティ対策について

- ・第五章 新型コロナウイルス感染拡大対策機能
 - ※新型コロナウイルス感染拡大の対策となる機能を紹介すること
 - 紹介する機能はカスタマイズ不要な標準機能で対応できる範囲とし、紹介した機能については見積に含めること
- ・第六章 業務における操作性について
- ・第七章 ハードウェアについて
- ・第八章 導入体制及び導入作業・導入スケジュール・データ移行方法について
- ・第九章 サービス稼働後のサポート体制について
- ・第十章 将来の拡張性について

(ウ)機能仕様書兼機能確認書（様式1）

- ・機能仕様書の機能要件に対し回答すること。

【記入要領】

- ・それぞれの項目について、標準機能である場合は◎を、代替案又は運用回避で対応する場合は○を、カスタマイズ対応する場合は△を、対応不可の場合は×を選択すること。

(エ)見積書（様式2）

(オ)導入実績調査表（様式3）

2 提出部数

正本1部（代表者印を押印）、副本5部、及び電子媒体（CD-R）1枚

(2) 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時まで（当日必着）

(3) 提出場所

中山道みたけ館（御嵩町図書館）

〒505-0116

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1389番地1

(4) 提出方法

書類等を上記提出場所まで直接持参又は簡易書留郵便とする。

6. 提案依頼についての質問等

(1) 受付期限

令和4年9月15日（木）午後5時まで

(2) 質問の方法

質問がある場合は、「質問書（様式4）」を使用し、電子メールで送付すること。

送付先： s-bunka@town.mitake.lg.jp

(3) 注意事項

- (ア) 質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。
- (イ) 口頭又は電話による質問は受け付けない。

(4) その他

質問については受付期間中は随時受け付け、全ての提案者に回答する。なお、回答期限は令和4年9月22日(木)までとし、回答内容は本実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

7. プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施について

(1) 日程 令和4年10月7日(金) ※時間は別途通知します。

(2) 会場 中山道みたけ館(御嵩町図書館)

(3) 方法

- ① 提案するパッケージのデモンストレーション環境を用意すること。
- ② プレゼンテーション・デモンストレーションは、45分以内で説明を行い、その後15分の質疑を行う。
- ③ 事前に提出した提案書に記載された事項に基づいて、内容を簡潔に時間内で説明するものとする。
- ④ 会場に入室できる人員は3人以内とし、説明は本業務従事予定者が行うものとする。
- ⑤ プレゼンテーションに際し、電源とスクリーンは事務局で用意する。その他必要なものは提案者が用意するものとする。

8. 審査の方法

「中山道みたけ館図書システム構築事業プロポーザル選定評価基準(非公表)」に基づき、提案内容等の提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、最も評価の高いシステムを導入システムとして選定し、提案した業者を優先交渉権者とする。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提案書等の提出方法、提出期限等がこの要領に適合しないもの
- (2) 提案すべき内容の一部または全部がないもの
- (3) 虚偽の内容が提案されているもの

10. 提案に係る費用の負担等に関する事項

(1) 提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション及びデモンストレーションの参加等一切

の費用は、提案者の負担とすること。また、提出書類は返却しない。

- (2) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提案に関する提出書類の再提出は認めない。ただし、御嵩町が求めた場合は、その限りではない。

11. 書類一式

- (1) 中山道みたけ館図書システム構築事業プロポーザル実施要領（本書）
- (2) 別紙 1 中山道みたけ館図書システム構築事業仕様書
別紙 2 装置仕様書
- (3) 各種様式
様式 1 機能仕様書兼機能確認書
様式 2 見積書
様式 3 導入実績調査表
様式 4 質問書

12. その他

- (1) 御嵩町が提供したすべての情報（本実施要領等、複製物を含む。）について、第三者への提供を行わないこと。また、電子データについては各々の責任において削除すること。
- (2) 選定結果については、書面により通知する。
- (3) 参加資格を有する者であっても、契約締結までの間に、御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成 4 年 7 月 28 日）の措置を受けることになった場合は、契約を締結しないことがある。

13. 問合せ先

中山道みたけ館

住 所 〒 5 0 5 - 0 1 1 6 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1 3 8 9 番地 1

電 話 0 5 7 4 - 6 7 - 7 5 0 0

F A X 0 5 7 4 - 6 8 - 0 0 0 5

電子メール s-bunka@town.mitake.lg.jp